

■ 医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるもの

当院では医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものとして、下記を実施しております。

| 診療の名称 | 徴収額 |
|------------------|--------|
| 心大血管疾患リハビリテーション料 | 2,310円 |
| 脳血管疾患等リハビリテーション料 | 2,750円 |
| 運動器リハビリテーション料 | 2,090円 |
| 呼吸器リハビリテーション料 | 1,980円 |
| 廃用症候群リハビリテーション料 | 2,035円 |

